

鳥取県の「教育に関する大綱」

(平成30年度改定版)

平成27年7月
(平成30年3月改定)
鳥 取 県

はじめに

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）の改正に伴い、平成27年度から各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」（以下、「大綱」という。）の策定が求められることになりました。

平成24年3月、本県では「教育振興協約」を締結し、知事と教育委員会とが連携した取組をスタートさせるとともに、平成25年5月には知事、教育委員会、そして民間委員による「教育協働会議」を設置し、協約に基づく施策の点検や検討を行うなど、鳥取県の子どもたちの未来のための教育振興に先行的に取り組んできました。

鳥取県の大綱は、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、本県教育の中長期的な取組方針とともに、毎年度の重点的な取組施策を定めていきます。

知事と教育委員会とは隨時協議・調整を行いながら、PDCAサイクルにより施策の進行状況や効果、数値目標の達成度を検証し、施策の着実な推進を図るとともに、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして迅速に施策に反映させます。

第一編 平成27年度から平成30年度までの中期的な取組方針

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

人口が少ない本県においては、地域全体の力を高め、地域の中で優れた人材を育てていく必要があります。ふるさと鳥取県で生まれ育った優れた人材は、県内経済や地域社会を支える次代の担い手となるほか、県外で就労・生活されてもUターン後に、豊富な経験や知識、技能等を生かして県内で活躍し県を支え、また県外から鳥取県を応援するなど、様々な形態での鳥取県への貢献・支援も期待できます。

このため、子どもたちの特長、長所を更に伸ばし、確かな学力の定着・向上を図るため、幼稚期から高等学校期までの連続した鳥取ならではのきめ細やかな教育を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を高めるための取組を進めています。

また、主体的・協働的に学ぶ人材を育成するため、少人数学級の取組やアクティブ・ラーニング型の授業実践、情報モラルを踏まえたＩＣＴ活用教育の推進、エキスパート教員の優れた指導力を活用した教員の授業力・指導力向上などにより、学力向上に向けた授業改革を進めます。

加えて、グローバル化に対応した英語教育の推進、「生きる力」を身に付け、地域ニーズに対応できる人材の育成を目指したキャリア教育の推進、豊かな学習機会を提供する土曜授業等に取り組むなど、教育現場の活性化を図り、子どもたちの学びの質の向上に取り組みます。

2 社会全体で学び続ける環境づくり ～協働連携して取り組む家庭・地域教育の推進～

ふるさと鳥取県を愛し、自立して心豊かに生きる人材を育てていくためには、教育に対する考え方を地域と共有し、地域とともに教育・人づくりを進めていくことが必要です。

このため、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる体制づくりを推進する一方で、保護者への学習機会提供や相談支援体制の整備などにより家庭教育を充実するほか、公民館などの学びの場を拠点とした自然体験・社会体験にチャレンジする機会、異世代が交流しあう機会の創出や、図書館・博物館などの社会教育施設の機能充実も含めた生涯学習環境の充実などにより、社会全体の教育力を高めています。

また、「ふるさと鳥取」に愛着と誇りを持った人材を育てていくため、自然・歴史・文化などの優れた地域資源を活用した「ふるさと教育」を推進するとともに、科学・ものづくりの楽しさを知る機会の充実や、子どもたちの学習意欲の向上や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高める教育の推進などに取り組みます。

加えて、子どもたちの豊かな心を育み規範意識を高める道徳教育や、政治や選挙に対する関心を高め主体的に社会に参画する力を育成する主権者教育を推進するなど、社会の一員としての自覚と責任を促します。

3 学校を支える教育環境の充実 ～安全・安心に学べる教育環境づくり～

子どもがのびのびと学ぶためには、安全・安心な学習・生活環境を整える必要があります。

このため、生徒離れが進行する高校を含めた中期的な高校改革を進め、時代のニーズや地域の実情に応じた魅力ある学校づくりに地域と連携して取り組みます。

また、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となっていじめ防止に総合的に取り組むとともに、不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援と子どもの貧困対策の推進のため、学校等における組織的な対応を強化し、教職員の対応力向上やソーシャルスキルトレーニング等を活用した学級づくり・人間関係づくりに取り組むなど、安心して学べる教育環境づくりを推進します。

さらに、急速に進展する情報化に対応して子どもたちの健全な成長を支えるための情報モラル教育の充実を図るとともに、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送る基礎づくりのため、健康教育や食育の推進に取り組むほか、通学路の安全対策をはじめとした交通安全や防災、防犯などの安全教育の推進、鳥取県版環境管理システム（T E A S）の取得や自然エネルギーの導入などの環境教育の推進、教職員が子どもたち一人ひとりの指導に専念できる環境を整備するための教職員の多忙解消・負担軽減などに取り組みます。

加えて、鳥取県中部地震の教訓を生かし、地域と連携した学校の防災力強化に取り組みます。

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに対応した教育を進めていくとともに、障がいに対する県民の理解を深め、共生の心を育む地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、早期からの障がいの発見、相談支援の充実を図り、幼稚期から高等学校期まで連続性のある教育を推進するとともに、在学中から学校と労働、福祉等関係機関との連携を強め、適切な就学先決定、就労支援と職場定着に取り組むほか、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実に取り組むなど、個別の教育的ニーズに的確に応える教育環境の整備を推進します。

また、特別支援学校が、その専門性を基盤として、地域の特別支援教育拠点としての役割を担えるよう、教育相談や研修機能の充実を図ります。

加えて、全国初の手話言語条例の制定をきっかけとして、ろう及び手話への理解促進や手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに、県民への障がいの理解・啓発を図ります。

5 スポーツ・文化の振興

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の 継承、創造、再発見～

運動・スポーツは、子どもたちの体力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育む基礎となります。本県出身の選手の世界や全国の舞台での活躍は、県民に夢や希望をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会を創造します。

また、本県の先人たちが育んだ伝統と個性のある文化・芸術に県民が触れ、地域への理解と絆を深めることは、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人材の育成につながります。

このため、幼年期から楽しく体を動かす機会を確保し、運動（遊び）が日常的に定着し習慣化されるよう、ライフステージに応じた運動機会の確保・充実、必要な環境整備を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を絶好の機会と捉え、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実を図るなど、世界や全国で活躍する選手の育成に取り組みます。

加えて、子どもたちの豊かな人間性の育成と共生社会実現のため、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図るほか、県民が多彩な文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、県民の財産である文化財や伝統文化を知り、接する機会を創出し、その保存、次世代への継承にも取り組みます。

第二編 平成30年度重点取組施策

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力をを目指す学びの質の向上～

① 連続性のある教育の推進

地域住民との協働・連携により作成した小中9年間の系統性のあるカリキュラムを活用し、小中一貫教育を推進します。

また、これまで取り組んできたスクラム教育の成果を生かして小中高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制の全県への普及に取り組みます。

② 幼保小連携の推進

豊かな自然を生かすなどした遊びかる子どもの育成や、小学校教育との連携による円滑な接続等を図ることを目指して作成した「幼保小連携カリキュラム」を全県に普及するため、「幼保小接続ハンドブック」「取組事例集」などを、幼稚園・保育所・認定こども園等における教職員の指導力向上の研修等に活用し、幼児教育の充実に取り組みます。

また、幼児教育の推進体制を強化するために設置した「幼児教育センター」において研修の充実、市町村の体制整備など、幼保小連携の取組を推進します。

③ 授業改革の推進

新学習指導要領の全面実施を見据え、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った授業改善の取組を進展させ、従来の形式にとらわれない少人数方式の探究型学習や協働研究などの展開により、授業デザイン力を高め、理解力、思考力、表現力を一層高める鳥取県独自の効果的な学びの改革を進めます。

さらに、子どもたちに必要な資質や能力を育成するため、教科等横断的な視点でカリキュラムを組み立て、効果的な年間指導計画のあり方を検討するなど、学校の教育活動の質の向上を図ります。

④ 学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査等で明らかになった学力課題の解決に向けて、市町村教育委員会と連携し、家庭や地域の協力・参加を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった学力向上策を実施します。

また、特に本県の課題である算数・数学の学力向上に向け、全国学力・学習状況調査の分析に基づいた学力向上策に取り組む学校にアドバイザーを派遣するなど、教員の授業力向上に取り組み、その成果を全県に普及します。

⑤ 高大接続改革への対応

思考力・判断力・表現力を重視した大学入学者選抜改革に対応するため、授業改善や生徒の評価方法の確立など、「21世紀型学力検討委員会」等での検討を踏まえた取組を進めます。併せて、高大接続改革の内容や実施時期等について、保護者や生徒への周知・指導を行います。

⑥ I C T 活用教育の推進

学びの質的転換に合わせ、管理職・初任者・ICT活用における中核的立場の教員等に対する研修により教員のICT活用指導力の向上等に努めるとともに、ICT機器整備とデジタル教材導入により、学びの充実、学び直し、個別学習、協働学習など学びの場面に応じた効果的なICT活用教育を推進します。

また、教職員を対象とした情報モラル教育に関する研修の実施、小中9年間を見通した年間指導計画の周知等により、情報モラル教育の充実を図ります。

⑦ 教員の指導力の向上

平成29年度に策定した教員の資質向上に関する指標及び教員研修計画に基づき、若手教員の育成や学び続ける教員の育成に取り組むとともに、新たなエキスパート教員の認定やエキスパート教員の授業公開及び授業映像の配信・共有等を通じて、教員が互いに学び、授業力を高め合う仕組みを構築します。

また、新学習指導要領の全面実施を見据え、論理的思考力の育成に向けたプログラミング教育を効果的に実施するため、大学や情報産業界と連携した教員対象の研修会を開催します。

⑧ グローバル化に対応した英語教育の推進

新学習指導要領の全面実施や大学入学者選抜改革を見据え、研修の充実など教員の指導力向上を図ります。

また、小学校5校に外国语指導助手（A L T）を配置して教員と連携した指導計画の作成や授業研究等にモデル的に取り組むほか、小学生向け家庭用英語学習教材の配布、外部試験を活用した生徒の実践的な英語力の定着度の把握及び効果的な指導を行います。

さらに、子どもたちの外国に対する興味・関心と英語によるコミュニケーション能力を高めるため、海外留学・海外体験への支援のほか、海外高等教育機関と連携した取組を進めるとともに、英語キャンプの活動などを通じて実践的な英語使用の機会の充実に努めます。

⑨ キャリア教育の充実

社会的に自立する能力や態度を育て、夢や希望に向かって果敢にチャレンジする高校生を育成するため、キャリアプランニングスーパーバイザーを配置して各学校の体系的なキャリア教育推進計画の実行支援等を行うとともに、企業と連携して、普通科高校でキャリアビジョン形成を目指したインターンシップにモデル的に取り組みます。

また、教員や保護者を対象とした県内企業見学会の実施、小学生向け企業紹介冊子の配布など小中学校に対するキャリア教育を充実させ、全ての校種でキャリア教育を推進します。

さらに、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターンシップに取り組むなど、農林水産分野における将来を担う若き担い手を育成します。

⑩ 土曜授業等の取組の推進

すべての県立高校において、土曜授業等を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、取組にあたっては、実施校以外の生徒や教員の参加を認めるなど、学校の枠を超えて切磋琢磨できるような環境づくりに努めます。

また、子どもたちの土曜日の教育環境の充実に取り組むすべての市町村を支援するなど、全県的に取組を推進します。

さらに、学校法人における取組を支援します。

<指標>

| 指標項目 | 指標 |
|--|--|
| 全国学力・学習状況調査結果の各教科の県平均 | 全国平均を上回る |
| 全国学力・学習状況調査結果に係るその他の指標 | |
| 各教科の最上位層(A～Dの4段階のA層)の割合 | 全国の割合を上回る |
| 各教科の最下位層(A～Dの4段階のD層)の割合 | 全国の割合を下回る |
| 中学3年生の各教科の最上位層(A～Dの4段階のA層)の全国の割合に対する割合 | 同生徒が小学校6年生時の割合を上回る |
| 中学3年生の各教科の最下位層(A～Dの4段階のD層)の全国の割合に対する割合 | 同生徒が小学校6年生時の割合を下回る |
| 学校の授業がわかる児童生徒の割合 | 小学校国語85%、小学校算数80% 中学校国語75%、中学校数学70% |
| 高校卒業後の進路決定率 | 100% |
| 県内高卒者の大学等進学率 | 45.0% |

| | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合 | 小学校70%、中学校55%、高校50% |
| 「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」児童生徒の割合 | 小学校80%、中学校70%、高校60% |
| 「地域や社会で起こっている問題や出来事に关心がある」児童生徒の割合 | 小学校75%、中学校70%、高校60% |
| 「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合 | 70% |
| 「地域の行事に参加している」児童生徒の割合 | 小学校85%、中学校55%、高校50% |

3 学校を支える教育環境の充実 ～安全・安心に学べる教育環境づくり～

① いじめ防止等への取組の充実

学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムを普及し、総合的ないじめ防止対策につなげるとともに、「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。

また、インターネットを活用して通報・相談ができるシステムの試験導入など、いじめを早期段階で積極的に認知する取組を進めるほか、現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育にも取り組みます。

② 安心して学べる学校教育の推進

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを科学的根拠をもとに検証したり、共有し、教職員の対応力の向上等に取り組みます。

また、貧困等複雑な背景のある子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や研修の充実などにより、学校を窓口として福祉関連機関との連携を強化し、相談・支援体制の充実を図ります。

さらに、児童生徒が置かれている環境が複雑多岐にわたる現状等を鑑み、県内のスクールソーシャルワーカーに対し、適切な支援ができるようスーパーバイザーを配置します。

③ 貧困の連鎖を断ち切る教育支援の充実

経済的な理由や家庭の事情により、大学進学等を断念しない仕組みづくりを進めるとともに、家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等が放課後や土曜日、長期休業中に学習できる環境を地域人材を活用しながら整備します。

また、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭等を支援するため、関係団体等と図書館との連携を推進します。

④ 不登校生徒等の多様な学びの場の確保等の不登校対策

学校への適応状況を測るアンケート等を活用して児童生徒の社会適応力を明確にし、校内支援体制の構築等により不登校の未然防止を図ります。

また、不登校等の児童生徒に対して、多様な学びを提供する「フリースクール」への運営費支援を行うなど、多様な学びの場の確保に取り組みます。

さらに、高校不登校生徒、中卒者及び高校中途退学者で進学や就労していない者の学校復帰、就労等を促進するため、教育支援センターにおいて、市町村や医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、アутリーチ（訪問）型も含めた支援を行います。

⑤ 電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進

児童生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習への講師派遣を行うとともに、乳幼児期からの電子メディア機器との適切な接し方について教育啓発を行います。

また、児童生徒が当事者としての意識を持って、電子メディア機器との適切な接し方をしっかりと身に付けられるよう、子どもたち参加型の話合いやフォーラムをPTAと連携して実施するとともに、子ども・保護者・学校で課題やルール等を共有できる教材の配布等を行います。

⑥ 県立高校の魅力づくり

学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施など、教育委員会・各高校・地域が連携して全国からも注目されるような県立高校の魅力化や特色づくりに取り組み、生徒・保護者が「行きたい、行かせたい」、また地域からも支援をいただける学校づくりを進めます。

併せて、県外での広報活動や、住環境をはじめとする体制整備の検討など、県外から生徒を受け入れるための取組を推進します。

⑦ 学校における働き方改革

教職員が一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、会議運営の効率化や校務分掌の再編など、各学校において学校業務カイゼン活動を実施するとともに、授業準備等をサポートするスタッフや単独指導・単独引率が可能な部活動指導員の配置、市町村の共同調達により導入した校務支援システムの運用等により、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進します。

⑧ 県民の期待と信頼に応える教育現場の実現

責任感と誇りを持った教職員を育成し、教育現場でのコンプライアンスの一層の確立に努めます。

⑨ 安全教育の推進

登下校時や校内における事件や事故等から児童生徒を守るために、学校の危機管理体制の充実を図ります。

また、家庭、地域及び関係機関との連携による通学路の安全点検をはじめとした地域ぐるみの安全対策を推進するとともに、自転車利用時の安全対策など、児童生徒への交通安全教育の充実を図ります。

⑩ 地域との連携による学校の防災力強化

鳥取県中部地震の教訓を生かし、実践的な避難訓練の実施など学校における防災教育のより一層の充実を図ります。

また、地域の避難所となる学校施設について、避難者の受入機能の充実強化にも資するよう、老朽施設の整備やトイレの洋式化・多目的化、無線LAN設備等の環境改善を図るとともに、学校と地域が連携した避難訓練、外部講師を呼んだ防災教室など、地域や市町村と連携した取組を進めます。

⑪ 学校施設の質的向上

県立学校施設の耐久性、機能・性能の向上を図る長寿命化計画策定に必要な調査を行うとともに、児童生徒が授業に集中し、学校生活を快適に過ごせるようにするために、空調設備の更新やトイレの洋式化を進めます。

⑫ 健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進

学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、命の大切さを身につけさせる性に関する指導、薬物乱用防止教育、がん教育などの健康教育の充実を図ります。

また、食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校全体で食に関する指導を充実させるほか、学校と家庭が連携して食育を推進します。

さらに、睡眠の重要性や睡眠が体や学習に与える影響等を保護者や児童生徒に啓発すること等により、規則正しい生活習慣の形成を推進します。

<指標>

| 指標項目 | 指標 |
|---|------------------------|
| 「いじめが解消しているもの」の割合 | 全国平均を上回る |
| 不登校児童生徒への指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合 | 小学校30%、中学校50% |
| 不登校の出現率 | 小学校0.4%、中学校2.5%、高校1.2% |

| | |
|--------------------------------------|----------------|
| 高校非卒業率 | 全国平均を下回る |
| 生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率 | 91.0% |
| 生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率 | 97.0% |
| 県立高校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合 | 全ての高校で70%を上回る |
| 教職員の一人当たり平均時間外業務時間数の削減率 ³ | 10% |
| 教職員の年次有給休暇取得日数（夏季休暇を含む） | 年間17日以上（全校種共通） |

4 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

① 障がい児への支援体制の充実

障がいのある児童生徒への幼稚期、小学校期から高等学校期まで連続性ある教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

また、特別支援学校の専門性を強化し、教育相談や研修を行うなど、地域の特別支援教育拠点としての役割を充実するとともに、教育資源を組み合わせ、学校間の役割分担を図りながら支援体制の充実を図ります。

② 発達障がいのある児童生徒への支援の充実

増加する発達障がいのある児童生徒に対応するため、LD等専門員や通級指導教室担当者の養成、発達障がい教育拠点のコーディネーターやLD等専門員による教育相談の実施など、早期から一人ひとりに応じた指導・支援の充実を図ります。

また、高校における通級指導教室の設置を進めるとともに、小中学校における通級指導教室や発達障がい教育拠点との連携を強化し、通級指導体制の構築とさらなる充実に取り組みます。

③ 特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発

教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じて、特別支援教育や障がいのある子どもの理解、啓発を図ります。

④ 医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実

学校看護師を統轄する常勤看護師の配置を推進するとともに、学校看護師に対する研修や教員に対する研修を実施することにより、看護師と教員が協働した医療的ケア実施体制の充実を図ります。

また、放課後子ども教室に看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の放課後の居場所確保と保護者の負担軽減を図ります。

⑤ 手話教育の推進

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、新たに手話に関する科目的設定、手話学習事例集の活用など、手話を学ぶ機会の拡大にも取り組みます。

また、手話教育のリーダーとして活躍できるよう、高度な手話技術を修得する高等教育機関への研修派遣により、教員の手話技術の向上、専門性の深化を図ります。

⑥ 特別支援学校生徒の職場定着の推進

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に就労・定着支援員を配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、ジョブマッチングや就職後のフォローアップを強化します。

3 教職員の一人当たり平均時間外業務時間数の削減率

小中学校は県実施調査(対象：前年度9月)実績、高校及び特別支援学校は前年度年間実績に対する削減率。

<指標>

| 指標項目 | 指標 |
|--------------------------------------|-----|
| 特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合） | 85% |
| 聾学校教職員の手話検定2級以上合格者の割合 | 50% |
| 特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の（1年後）職場定着率 | 80% |

5 スポーツ・文化の振興

～運動・スポーツに親しむ環境づくり、文化・伝統の継承、創造、再発見～

① 運動遊びや体育学習、スポーツに親しむ機会の充実

幼年期から楽しく体を動かす機会を確保することで、運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されることを目指して、子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るために、体育学習や放課後等に地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組みます。

また、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツに参加でき、楽しめる環境づくりを推進します。

② トップアスリートの育成

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けて、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実やタレント発掘及び選手強化、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成するとともに、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。

併せて、競技指導体制の充実を図るために、選手の指導にあたっている優秀な教員の指導者について、選手指導等に専念させる体制を整えます。

③ 文化芸術活動の振興

平成27年度に本県で初めて開催した「近畿高等学校総合文化祭」の成果を維持・継続し、高校の文化部活動の充実を進めるとともに、本物の舞台・上質な演劇公演に触れる機会の提供、演劇表現ワークショップの開催など、子どもたちの創造性を育む取組を進めます。

また、障がい者芸術文化祭への参加を通じて得られた成果を生かすため、「あいサポートアートとつとり祭」など地域で開催されるイベントに参加することにより、障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのある人との交流の機会の拡大に取り組みます。

④ 県立美術館の整備推進

「鳥取県立美術館整備基本計画」に基づき美術館の整備・運営手法を確定させるとともに、子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター（仮称）」機能の具体化に向け、対話的鑑賞教育に有効なデジタルコンテンツの試行・効果検証、小学校新規採用教員に対する研修の実施など、県立美術館の整備に向けた取組を着実に進めます。

また、県立博物館の機能強化、県内の美術館や博物館等とのネットワークの強化に取り組みます。

<指標>

| 指標項目 | 指標 |
|---------------------------------------|--|
| 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)のA又はBの割合 | 小学校男子50%、小学校女子55% 中学校男子50%、中学校女子65% |
| 全国体力・運動能力調査の長座体前屈の偏差値 | 小学校男子50.0、小学校女子50.0 中学校男子50.0、中学校女子50.0 |
| 小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合 | 小学校男子70%、小学校女子70% |
| 文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上) | 60人 |